

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 四国財務局長

【提出日】 2021年10月15日

【四半期会計期間】 第47期第1四半期(自 2021年6月1日 至 2021年8月31日)

【会社名】 ダイコー通産株式会社

【英訳名】 DAIKO TSUSAN CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 河田 晃

【本店の所在の場所】 愛媛県松山市姫原三丁目6番11号

【電話番号】 089-923-2288 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 白井 充

【最寄りの連絡場所】 愛媛県松山市姫原三丁目6番11号

【電話番号】 089-923-2288 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 白井 充

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第46期 第1四半期 累計期間	第47期 第1四半期 累計期間	第46期
会計期間	自 2020年6月1日 至 2020年8月31日	自 2021年6月1日 至 2021年8月31日	自 2020年6月1日 至 2021年5月31日
売上高 (千円)	3,960,579	4,043,867	18,092,310
経常利益 (千円)	201,192	247,702	1,182,993
四半期(当期)純利益 (千円)	116,837	157,289	790,263
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	583,663	583,663	583,663
発行済株式総数 (株)	5,332,780	5,332,780	5,332,780
純資産額 (千円)	6,022,764	6,601,437	6,700,432
総資産額 (千円)	12,448,612	13,459,518	14,082,480
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	21.91	29.50	148.20
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	48.00
自己資本比率 (%)	48.4	49.0	47.6

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に関わる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

なお、当第1四半期会計期間より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。これによる財務状態及び経営成績に与える影響はありません。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の再発出、並びにまん延防止等重点措置が一部地域で適用され、また、東京オリンピック・パラリンピックは無観客開催となったことで望まれた経済効果は出ず、企業収益や景況感の悪化、個人消費の減退など極めて厳しい状況で推移し、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社が事業展開するCATV及び情報通信関連分野におきましては、総務省推進による「ICTインフラ地域展開マスタープラン3.0」に基づいた通信インフラ基盤の整備が進められ、第5世代移動通信システムのバックボーンである光伝送路構築や、FTTH（ ）等が継続しております。また、防災関連分野におきましては、引き続き地方自治体防災システムのデジタル化が進んでおります。

FTTHとは、Fiber to the Homeの略。通信事業者の設備から利用者建物等までを光ファイバーケーブルでつなぐアクセス方式。

このような状況のなか、FTTH案件等を多数受注した結果、当第1四半期累計期間の売上高は4,043,867千円（前年同四半期比2.1%増）、売上総利益は662,763千円（前年同四半期比5.1%増）、営業利益は245,836千円（前年同四半期比46.6%増）、経常利益は247,702千円（前年同四半期比23.1%増）、四半期純利益は157,289千円（前年同四半期比34.6%増）となりました。

事業区分別の営業概況は以下のとおりであります。

事業区分の名称		第46期 自2020年6月1日 至2020年8月31日	第47期 自2021年6月1日 至2021年8月31日	前年同四半期比
		千円	千円	%
四国九州ブロック	売上高	847,373	1,009,614	119.1
	売上総利益	145,323	178,865	123.1
東日本ブロック	売上高	1,303,018	1,241,859	95.3
	売上総利益	188,395	188,277	99.9
西日本ブロック	売上高	1,337,967	1,260,572	94.2
	売上総利益	212,647	214,957	101.1
東海北陸ブロック	売上高	472,219	531,821	112.6
	売上総利益	84,133	80,663	95.9
合計	売上高	3,960,579	4,043,867	102.1
	売上総利益	630,500	662,763	105.1

四国九州ブロック

FTTH案件の前倒し受注、防災行政無線案件の受注により好調に推移したことから、売上高は1,009,614千円（前年同四半期比19.1%増）、売上総利益は178,865千円（前年同四半期比23.1%増）となりました。

東日本ブロック

FTTH案件は前年並みに推移しましたが、防災行政無線案件の受注が低調に推移したことから、売上高は

1,241,859千円（前年同四半期比4.7%減）、売上総利益は188,277千円（前年同四半期比0.1%減）となりました。

西日本ブロック

G I G Aスクール構想案件の終息が影響し、売上高は1,260,572千円（前年同四半期比5.8%減）となりましたが、売上総利益はF T T H案件におけるコストリーダーシップ商品の販売増加により売上総利益率が向上し、214,957千円（前年同四半期比1.1%増）となりました。

東海北陸ブロック

F T T H案件及び防災行政無線案件の受注により好調に推移したことから、売上高は531,821千円（前年同四半期比12.6%増）となりましたが、売上総利益は価格対応案件の増加による売上総利益率低下により80,663千円（前年同四半期比4.1%減）となりました。

商品区分別の営業概況は以下のとおりであります。

商品区分		第46期 自2020年6月1日 至2020年8月31日	第47期 自2021年6月1日 至2021年8月31日	前年同四半期比
		千円	千円	%
ケーブル	売上高	1,153,639	981,346	85.1
	売上総利益	174,389	163,159	93.6
材料	売上高	2,031,556	2,079,184	102.3
	売上総利益	367,573	378,324	102.9
機器	売上高	773,834	982,337	126.9
	売上総利益	88,294	121,129	137.2
その他	売上高	1,550	1,000	64.5
	売上総利益	242	150	61.9
合計	売上高	3,960,579	4,043,867	102.1
	売上総利益	630,500	662,763	105.1

ケーブル

G I G Aスクール構想案件の終息によりL A Nケーブルの販売が低調に推移したことから、売上高は981,346千円（前年同四半期比14.9%減）、売上総利益は価格対応案件の減少による売上総利益率向上により163,159千円（前年同四半期比6.4%減）となりました。

材 料

G I G Aスクール構想案件の終息が影響しましたが、F T T H案件の架空幹線等に使用する材料販売が好調に推移したことから、売上高は2,079,184千円（前年同四半期比2.3%増）、売上総利益は378,324千円（前年同四半期比2.9%増）となりました。

機 器

防災行政無線案件及びF T T H案件で使用する通信機器販売が増加、また、C A T V局加入者用の通信機器の販売が増加したことから、売上高は982,337千円（前年同四半期比26.9%増）、売上総利益は121,129千円（前年同四半期比37.2%増）となりました。

そ の 他

その他は主に電気通信工事であり、売上高は1,000千円（前年同四半期比35.5%減）、売上総利益は150千円（前年同四半期比38.1%減）となりました。

(2) 財政状態の分析 (資産)

流動資産は、前事業年度末に比べて577,314千円減少し、10,959,111千円となりました。これは主に売掛金が366,879千円、商品が144,065千円それぞれ増加し、現金及び預金が243,107千円、受取手形が845,111千円それぞれ減少したこと等によるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べて45,647千円減少し、2,500,407千円となりました。これは主に繰延税金資産が40,102千円減少したこと等によるものであります。

(負債)

流動負債は、前事業年度末に比べて518,899千円減少し、6,233,989千円となりました。これは主に買掛金が317,620千円増加し、支払手形が540,272千円、未払費用が134,342千円、未払法人税等が196,297千円それぞれ減少したこと等によるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べて5,067千円減少し、624,091千円となりました。これは主に長期借入金金が17,304千円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

純資産合計は、前事業年度末に比べて98,994千円減少し、6,601,437千円となりました。これは主に利益剰余金が四半期純利益の計上により157,289千円増加し、剰余金の配当により255,960千円減少したこと等によるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,793,920
計	8,793,920

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年10月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,332,780	5,332,780	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。(注)
計	5,332,780	5,332,780		

(注) 単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年8月31日		5,332,780		583,663		462,821

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,329,800	53,298	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 2,780		
発行済株式総数	5,332,780		
総株主の議決権		53,298	

(注) 1 「単元未満株式」の株式数の普通株式には、当社所有の自己株式74株が含まれております。

2 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年5月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

2021年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ダイコー通産株式会社	愛媛県松山市姫原三丁目 6番11号	200		200	0.00
計		200		200	0.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2021年6月1日から2021年8月31日まで)及び第1四半期累計期間(2021年6月1日から2021年8月31日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年5月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,129,691	5,886,584
受取手形	1,875,056	1,029,945
売掛金	2,474,743	2,841,622
リース投資資産	2,552	1,427
商品	1,036,003	1,180,068
前払費用	13,588	12,354
その他	10,493	12,183
貸倒引当金	5,702	5,073
流動資産合計	11,536,426	10,959,111
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	466,255	460,083
構築物（純額）	34,161	32,850
工具、器具及び備品（純額）	4,448	4,309
土地	1,176,064	1,176,064
リース資産（純額）	15,155	17,308
有形固定資産合計	1,696,084	1,690,615
無形固定資産		
ソフトウェア	94	82
リース資産	645	161
その他	3,520	3,466
無形固定資産合計	4,260	3,710
投資その他の資産		
投資有価証券	36,811	36,438
保険積立金	656,202	656,202
破産更生債権等	289	247
長期前払費用	23,322	24,510
繰延税金資産	90,610	50,508
その他	48,361	48,021
貸倒引当金	9,889	9,847
投資その他の資産合計	845,708	806,080
固定資産合計	2,546,054	2,500,407
資産合計	14,082,480	13,459,518

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年5月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年8月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	4,874,835	4,334,562
買掛金	1,153,205	1,470,826
1年内返済予定の長期借入金	69,216	69,216
リース債務	5,070	3,836
未払金	56,928	54,446
未払費用	230,037	95,695
未払法人税等	252,415	56,118
未払消費税等	79,656	42,431
賞与引当金	14,559	58,229
その他	16,963	48,628
流動負債合計	6,752,889	6,233,989
固定負債		
長期借入金	369,042	351,738
リース債務	9,267	11,994
退職給付引当金	73,609	79,081
役員退職慰労引当金	157,025	161,061
その他	20,216	20,216
固定負債合計	629,159	624,091
負債合計	7,382,048	6,858,081
純資産の部		
株主資本		
資本金	583,663	583,663
資本剰余金	462,821	462,821
利益剰余金	5,646,790	5,548,120
自己株式	255	255
株主資本合計	6,693,020	6,594,350
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7,411	7,087
評価・換算差額等合計	7,411	7,087
純資産合計	6,700,432	6,601,437
負債純資産合計	14,082,480	13,459,518

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2020年6月1日 至2020年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自2021年6月1日 至2021年8月31日)
売上高	3,960,579	4,043,867
売上原価	3,330,079	3,381,103
売上総利益	630,500	662,763
販売費及び一般管理費	462,771	416,927
営業利益	167,728	245,836
営業外収益		
受取利息	1,053	1,296
為替差益	458	-
保険解約返戻金	31,188	-
賃貸収入	1,590	1,640
その他	1,316	516
営業外収益合計	35,606	3,452
営業外費用		
支払利息	878	891
賃貸費用	451	439
為替差損	-	48
その他	813	207
営業外費用合計	2,143	1,587
経常利益	201,192	247,702
税引前四半期純利益	201,192	247,702
法人税、住民税及び事業税	3,186	50,260
法人税等調整額	81,168	40,152
法人税等合計	84,354	90,412
四半期純利益	116,837	157,289

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当第1四半期会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当第1四半期累計期間の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当同期首残高への影響もありません。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来に渡って適用することといたしました。

これによる、四半期財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する仮定及び会計上の見積りについて、重要な変更はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年6月1日 至 2020年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年6月1日 至 2021年8月31日)
減価償却費	8,452千円	10,297千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年6月1日 至 2020年8月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年8月28日 定時株主総会	普通株式	186,642	35	2020年5月31日	2020年8月31日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額には東京証券取引所市場第一部への市場変更記念配当1円が含まれております。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2021年6月1日 至 2021年8月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年8月27日 定時株主総会	普通株式	255,960	48	2021年5月31日	2021年8月30日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントはCATV関連市場向け及び情報通信関連市場向け販売事業の単一セグメントであり、重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期累計期間(自2021年6月1日至2021年8月31日)

	金額(千円)
ケーブル	981,346
材料	2,079,184
機器	982,337
その他	1,000
顧客との契約から生じる収益	4,043,867
その他の収益	
外部顧客への売上高	4,043,867

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自2020年6月1日 至2020年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自2021年6月1日 至2021年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額	21円91銭	29円50銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	116,837	157,289
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	116,837	157,289
普通株式の期中平均株式数(株)	5,332,640	5,332,506

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年10月15日

ダイコー通産株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

高松事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀川 紀之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前川 英樹

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているダイコー通産株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの第47期事業年度の第1四半期会計期間(2021年6月1日から2021年8月31日まで)及び第1四半期累計期間(2021年6月1日から2021年8月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ダイコー通産株式会社の2021年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が

認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。